

生活衛生同業組合活動推進月間実施要綱

1. 趣 旨

生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）に基づき生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の業種ごとに設立された同業者の組織であり、生衛業の衛生水準の維持・向上、経営の健全化、業界の振興等を図ることによって、利用者・消費者に安全・安心なサービスを提供するために組合員への指導等の役割を担って活動している。

生衛組合を中心とする生衛業者等のネットワークは、衛生行政の効率的・効果的な推進と相まって公衆衛生の維持・向上を図る上で重要な社会的基盤となっている。特に、新型コロナウイルス感染症等が発生する状況下で感染拡大の防止、安全確保のためには、厳しい衛生・経済環境において生衛組合の活動が衛生行政の脇を固め、連携を強化していくことが不可欠である。

一方、生衛法の制定・施行後60年余が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員や生衛業関係者の意識の希薄化、組合員の減少等によって組合の組織基盤の脆弱化が進んでいることも否めない状況にある。

これらのことから、「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「推進月間」という。）を定め、関係機関や関係団体と連携して生衛業の新規営業者等の組合加入促進を図りつつ、生衛組合に関する周知広報や組合活動の活性化推進の取組みを重点的に展開するものとする。

さらに、生衛組合の活動の意義及び地域のために果たしている役割等を再確認し、組合活動の基盤強化及び組合等のデジタル化を促進したネットワークの拡充を図るものとする。

2. 期 間

推進月間の期間は、毎年11月1日から11月30日までの1か月間とする。

3. 主 催

（一社）全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、
都道府県生活衛生同業組合

4. 共 催

（公財）全国生活衛生営業指導センター、（公財）都道府県生活衛生営業指導センター、
都道府県生活衛生同業組合連絡協議会 等

5. 後 援

厚生労働省、（株）日本政策金融公庫

6. 重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた生衛業者の自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生衛組合に関する広報・啓発の推進
- ③ 生衛組合を中心としたネットワークの拡充
- ④ 若手・後継者等の人材育成及び若手による組合活動の活性化
- ⑤ 営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進